標準和名とは？ 差別的語を含む魚類の標準和名の改名をめぐって

瀬能 宏（せのう ひろし）（学芸員）

はじめに

2007 年 1 月 31 日、日本魚類学会は「メクラ、オシ、バカ、テナシ、アシナシ、セムシ、イザリ、セッパリ、ミツクチ」の 9 つの差別的語を含む魚類 32 種の標準和名の改名を決定し、翌 2 月 1 日に同学会ホームページ上に公開しました（本稿末尾参照）。綱、目、科、属といった関連する上位 19 分類単位を含めると、51 の名称が一挙に改名されたことになります。同学会による改名の動きは全国の新聞に大きく取り上げられ、インターネット上にも速報として流れたこともあり、様々な反響がありました。特にネット上ではブログや掲示板などで「改名は文化の破壊行為（言葉狩り）である」とか、「名前を変えても差別はなくならない」といった批判的な意見が目立ちました。

今回の改名は、同学会ホームページでも述べられているように、人権に対する配慮に加えて、差別的語を含む標準和名が水族館や博物館などで他の名称に言い換えられたり、そもそもそのような名称を使う場面を避ける（言い控える）といった混乱を収めることが目的とされています。改名前の名称は、分類学的には使用を制限された別名（同物異名 ; シノニムともいう）としてしっかりと歴史（出版された論文や図鑑など）に残りますので、過去に溯ってまで文書などから言葉を消し去る言葉狩りとは本質的に異なります。また、人権への配慮と世の中から差別をなくすこととは関連はあっても同義ではありません。「名前を変えても差別はなくならない」のはそのとおりですが、だからといって実際に傷ついたり不快な思いをされている方が存在し、公共の場で名称の混乱を招いている現状を放置してもよい（あるいは名前を変えるべきではない）ということにはならないでしょう。そもそも改名は差別をなくすことが第一義的な目的ではありませんから、ネット上にみられる批判のほとんどは誤解や論点のすり替えにすぎませんが、理解を深めるために今一度標準和名の原理原則を確認しておくことは有益と思われます。

標準和名の背景

魚の和名はその背景や由来により標準和名、地方名、商品名、品種名の 4 つに分類することができます（図 1）。このうち標準和名は、一般には世界共通の学名とは別に日本国内で広く普及している日本語名で、図鑑や水族館などで使われる専門用語として認識されています。その概念の成立は比較的新しく、明治期以降、生物分類学が導入されてからのことでした。大部分は研究者個人によって新たに創出されたもので、江戸期以前より存在する歴史的な地方名、あるいは流通上の商品名などとは、たとえ同じ表記でも生物分類学を背景に持つ点で本質的に異なります。例えば鮮魚店の商品札に書かれている「シマアジ」という名称は、東京をはじめとするいくつかの地方で使われる地方名ですが、どのような魚かについては学術的な裏付けはなく、またその必要性もありません（ただし流通上の表記は JAS 法により標準和名を使うこととされている）。食用として利用するレベルであれば、長い歴史の中で培われた経験によって十分認識することができるからです。

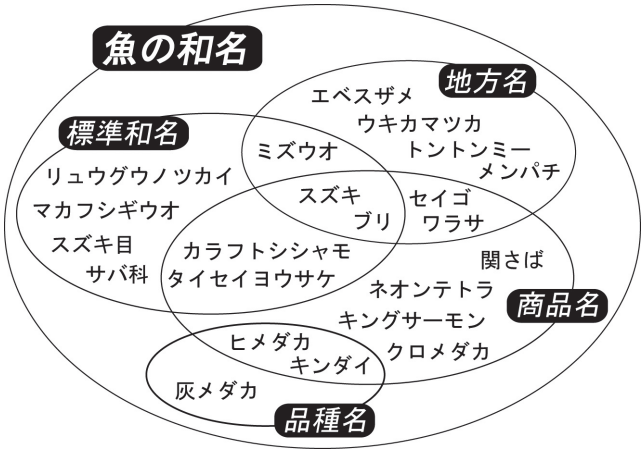

図 1 魚類の和名の分類．背景と由来の違いにより 4 つに分類される．どのような魚でも商品に成りうるので , 商品名以外の名称の選択は難しい． 地方名でも商品名でもない標準和名は , 明治期以降に研究者によって命名されたもの．標準和名 , 地方名 , 商品名のいずれにも該当する名称は歴史的な和名で , それがそのまま標準和名として採用され , かつ有用な食用魚であることが多い．

一方、標準和名のシマアジは、地方名に由来するものの、生物分類学で定義される種（分類単位のひとつ）に対して適用される学術的名称です。シマアジが分類されているアジ科の特徴（例えば臀鰭に 2 本の遊離棘を持つなど）を共有していることはもちろん、同じ科に属する他のすべての種から区別できる特徴（色彩や鰭条数、骨格など）が体系的に明らかにされているのです。ところが近年、分類学の進歩によってシマアジという種の認識は大きく変わりつつあり、標準和名としてのシマアジは近い将来使えなくなる可能性がでてきました。というのは、遺伝学的な研究により、日本近海のシマアジには形態的に非常によく似た 2 種が混同されていることがわかったからです。研究者の裁量にもよりますが、2 種を呼び分けるために、○○シマアジと△△シマアジのように命名されるかも知れません（シマアジを残し、もう一方の種に新しい名称を与える可能性もある）。しかしながら、例え分類学的にシマアジという名称が使われなくなったとしても、地方名としてのシマアジの認識はおそらく今後も簡単には変化しないでしょう。なぜなら 2 種を混同していてもこれまで不都合が生じていないからです。

シマアジの改名は将来のこととして、1 種と考えられていた種が 2 種に細分されたり、逆に 2 種に分類されていたものが 1 種に統一されるなど、分類学の進歩にともない標準和名はかなり頻繁に変更されたり、使われなくなったりしている実態があることを認識しておくべきでしょう。100 年近く使われてきたササノハベラが破棄され、ホシササノハベラとアカササノハベラに細分されたり、クロスズメダイとキンセンスズメダイがクロスズメダイに統一されたりしたのはその好例です。

明治時代に出版された魚類目録をみると、例えばハゼ科だけでもナゴヤハゼ、モヨウハゼ、コクトウハゼ、クロダハゼ、キンハゼ、ツシマハゼ、イバラハゼ、ウスアミハゼなど、いくつもの名称が今は使

われていないことがわかります。今回の改名措置にあたり、「名前を変えると混乱する」という批判がありましたが、たいていは一時的なもので、影響力の大きな図鑑などの出版後に収束していくのが普通です。ましてや昨今はインターネットによって瞬時に情報が行き渡る時代です。基幹となる語を統一するなど（例えば○○イザリウオはすべて○○カエルアンコウに変更された）、混乱を最小限に抑えるために配慮された名称であれば、改名による混乱を心配する必要はないと思われます。今回の改名措置は分類学的な進歩によるものではありませんが、名前が変わるという点では同列に考えても差し支えないでしょう。

標準和名とは

さて、差別的語を含む標準和名は、動物園や水族館などで生物を展示する際の問題として、関係者には古くから認識されていました。徳島県立博物館が2000年に実施したアンケート調査によれば、73施設でそうした生物が展示されており、のべ47施設で他の名称への言い換えや展示の中止を行っている実態が明らかにされたのです。

一方、近年の人権意識の高まりは、バリアフリーと呼ばれる概念を生み出しました。政府の障害者基本計画（2002年12月）によれば、障害者の社会参加を困難にしている心理的な障壁の除去をも含む広範な概念とされています。標準和名が学術の世界と一般の人たちをつなぐ重要な情報伝達手段であるならば、差別的標準和名の問題はもはや看過できない段階に達したと言えるでしょう。実際、徳島県博の調査では、344施設中、現行のままでよいと回答したのは23施設に過ぎず、2003年に富山大学の前川望氏らにより実施された障害者やその支援者を対象にしたアンケート調査においても、改名を望む声が当事者にも相当数あることが示されたのです。

日本魚類学会では、2000年10月に公開シンポジウム「魚の和名を考える―差別的名称をどうするか」を開催し、2003年4月には標準和名検討委員会を発足させました。しかしながら、差別的標準和名問題への取り組みの前に、まずは一度も明文化されたことのない標準和名の定義から始める必要がありました。意外なことかも知れませんが、標準和名を分類学の教科書で調べてみても何も書かれていません。明治期以降、生物の分類を専門とする研究者たちにより、学術雑誌や図鑑などで慣習的に運用されてきたのが実情なのです。

2005年9月、日本魚類学会は、学会レベルでは初めて標準和名を以下のように定義し、その使用範囲を定めました。

「名称の安定と普及を確保するためのものであり、目、科、属、種、亜種といった分類学的単位に与えられる固有かつ学術的な名称である」と定義し、その使用範囲を「自然科学や教育、法律、行政等、分類学的単位を特定し、共通の理解を得ることが必要な分野での使用を推奨する」

ここで言う名称の安定と普及とは、ある名称はいつまでも不変であり、むやみに変更されることなく広く使われるべきであることを意味しています。また、分類学的単位に与えられる固有な名称とは、例えばひとつの種に対して適用される名称はひとつであるべきだということを意味しています。これはわかりやすく独自性と言い換えることができます。そして、標準和名が公共の場で共通理解を得るために使われる以上、誰もが受け入れることのできる倫理性を備えている必要があります。これら安定性、独自性、倫理性の3原則が備わって初めて標準和名は機能します。言い換えれば、これら基本原則がひとつでも揺らげば、その解決のためになんらかの手段を講じる必要があると言えるでしょう。

差別的語を含む魚類の標準和名は、言い換えや言い控えにより安定性と独自性が揺らいでいました。そして問題となった9つの語は、命名時に差別的意図がなかったとしても、現代の価値観では差別的語と判断されるだけでなく、いくつかの語は現実に人を傷つけたり不快感を与えていることがデータにより示されました。このように、差別的語を含む名称については、標準和名として備えるべき3原則がすでに崩れ去っており、もはや標準和名とは言えなくなっていたのです。

改名措置の意義と今後

今回の改名措置は、人権への配慮や言い換え等による混乱の解消という直接的な目的以外の面でもその意義は大きいと考えられます。なぜなら、研究者はもちろん、関連する多くの人たちが標準和名の定義や在り方について考えるよい機会となったはずだからです。これまでにも標準和名が抱える問題点については一部の研究者により繰り返し主張されてきましたが、今回ほど社会に露出したことはありませんでした。また、差別的語を含む名称問題を抱えるのは何も魚類学会だけではありません。昆虫や貝など他の生物にも同様な事例が知られています。こうした生物の関連学会に対して、魚類学会の行動は解決のための一指針を示したとも言えるでしょう。

差別的語を含む標準和名の改名は、あくまで標準和名の枠組みの中での取り組みであり、枠組みとは標準和名とはいかなるもので、こうあるべきものという定義に他なりません。この点が明確でないと、改名の範囲や根拠などが不明確になり、改名は不要とする主張ですら正当化されかねません。魚類学会はなぜ他の関連学会と共同で改名を行わなかったのかという疑問を耳にしますが、学会レベルで標準和名を定義しているのが魚類学会だけである現状を見れば、やむを得なかったとも言えるでしょう。標準和名が分類単位に与えられる固有な名称である以上、学名に命名規約があるように、標準和名にも独自の命名ガイドラインがあって然るべきです。生物学の基礎である分類学の普及のためにも、関連学会による統一的なガイドラインの策定が望まれます。今回の改名措置は、その目的のための大きな一歩になったのではないでしょうか。

●日本魚類学会のホームページ http://www.fish-isj.jp/ には、差別的語を含む魚類の標準和名の改名に関して以下のコンテンツが公開されています。

- 魚類の標準和名の定義等について（答申）
- 魚類の差別的和名の改称について（答申）
- 差別的語を含む標準和名の改名とお願い
- 日本産魚類の差別的標準和名の改名最終勧告
  ※改名された32種を含む51分類単位のリストです。
- 学会員からの意見に対する回答
  ※議決に先立ち学会員から意見が募集され（いわゆるパブリックコメント）、寄せられた意見に対して標準和名検討委員会が回答しました。
- 差別的語を含む標準和名の改名に寄せられたご意見に対する考え方
  ※会員以外の方から寄せられた意見に対する考え方や質問に対する回答が掲載されています。